

大規模広域災害に備えた防災・減災対策について

九州・山口地域は、シラス・真砂土等の特殊土壌が広く分布し、土砂災害危険箇所が多いこともあり、梅雨期等の集中豪雨や台風において、河川の氾濫による水害やがけ崩れ等の土砂災害といった大規模かつ広域的な災害が度々発生している。

平成24年7月九州北部豪雨災害や平成26年8月豪雨災害では尊い人命や財産が奪われ、主要な幹線道路の被災は、住民生活や生産活動だけでなく、復旧・復興活動にも大きな影響を与えたところである。

また、九州・山口地域は、近い将来の発生が懸念されている南海トラフ地震でも、甚大な被害が想定されている。

さらに、5月29日には口永良部島で爆発的噴火が発生し、全島民が島外への避難を強いられている。今後も大規模な噴火が発生する可能性があるため、厳重な警戒が必要となっている。

こうした地域において、住民の生命・財産を守り、地域の経済社会活動を将来にわたって維持するためには、道路や河川、砂防、治山、港湾、海岸事業等の防災・減災対策を重点的かつ計画的に講じ、強靭な国土づくりを迅速に進める必要がある。

国における防災・減災対策の取組は強化され、国土強靭化基本法に基づき、平成26年6月に「国土強靭化基本計画」が定められた。これを受け、災害に直接対峙する地方公共団体においても「国土強靭化地域計画」の策定等、強靭化に向けた取組を加速させているところである。

国においては、地方創生に向けた取組を推進する観点からも、引き続き、防災・減災対策の強化に取り組むとともに、地方の取組が着実に進展するよう、平成28年度予算等において財政支援策等の充実を求める。

1 南海トラフ地震等の広域災害への対応

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の趣旨を早期に具体化させるため、制度の柔軟な運用を図るとともに、十分な予算の確保並びに財政支援の拡充を図ること。特に、被災リスクの高い「特別強化地域」において、津波避難施設や河川海岸施設等の整備を短期集中的に推進できるよう対策を強化すること。加えて、「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」を踏まえた地方の応急対策のための財政支援を行うこと。

また、国土強靭化を進め、防災関連インフラの整備を加速化させよう緊急防災・減災事業債の拡充・延長等、財政支援を講ずるとともに、地震・津波観測体制の充実強化に取り組むこと。特に、震度観測体制については、国民に正確な震度情報を提供するため、震度情報ネットワークの再構築を行うこと。

さらに、大規模災害により地域が壊滅的な被害を受ければ、復興は極めて厳しいと考えられることから、予防対策の充実強化を図ること。特に、産業・雇用の中核として重要な役割を担うコンビナート等施設への対策を強化すること。

2 災害に強い道路ネットワークの構築

リダンダンシーの確保による災害に強い国土づくりを進めるため、高規格幹線道路のミッシングリンクの早期解消はもとより、中九州横断道路や下関北九州道路等の地域高規格道路や、これらを補完する道路の整備促進に必要な予算を確保すること。

また、道路の通行止めにより、多くの集落が孤立する現状があることから、孤立防止を図るための予算を確保すること。

3 水害防止対策

水害の発生・拡大防止を図るため、ダム事業の早期着工・完成及び河川改修事業の推進に必要な予算を確保するとともに、直轄河川管理区域における堤防の漏水・浸透防止対策等の予防的なハード対策を早期に実施すること。

なお、事業の検証が終了していないダム等については、検証作業を速やかに行い、早急に対応方針を決定すること。

4 土砂災害及び火山災害対策

平成26年8月豪雨災害に伴う土砂災害を踏まえ、がけ崩れや土石流等の土砂災害の発生を防止するため、砂防事業や治山事業等を推進する十分かつ安定的な予算を確保すること。

さらに、土砂災害警戒区域等を指定するために実施する基礎調査については、国費率のかさ上げや地方負担額への起債充当等、財政支援の拡充を図ること。

加えて、火山災害から人命を守るために、監視・観測体制の強化や予知に関する技術開発を進めるとともに、観測機器の整備や機能強化、避難体制の構築等に対する財政支援を拡充すること。

また、火山活動の活発化により断続的に降灰が続いている地域では、農林水産業や観光業等への被害や悪影響が生じていることから、風評被害も含めた降灰対策への支援を強化すること。

5 海洋ごみ及び水底土砂対策

海域を漂流する流木等や堆積した土砂・瓦礫については、漁業や船舶の航行への影響が非常に大きいことから、海洋ごみの回収・処理等を継続的に実施できるよう必要な予算を確保するとともに、海底に堆積した土砂の速やかな回収・処理等、さらなる対策を講ずること。

6 被災者生活再建支援法の見直し

現行制度では、同一の災害で住宅等が被災しても、市町村の全壊世帯数により、適用されない市町村が生じる等の問題がある。このため、一部市町村のみが適用となる自然災害が発生した場合、関連する被災市町村も含めて支援対象とするよう制度の見直しを図ること。

また、被災者支援の観点から、半壊世帯・一部損壊世帯を支給対象とするとともに、住宅だけでなく、生業に不可欠な店舗建物等も支援対象とするよう、制度の見直しを図ること。

さらに、制度の見直しが行われるまでの間、国の制度の対象外となっている被災者に対し、地方公共団体が独自に支援する場合には、地方公共団体への財政支援を行うこと。

7 建築物の耐震化に対する支援

不特定多数の者等が利用する大規模建築物は、災害時において、避難所等としての機能も期待されるため、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体の負担の大きさが課題となっている。

このため、耐震改修促進法の改正に伴って必要となる大規模建築物の耐震設計及び耐震改修に係る費用について、国の支援の延長や地方への財政支援の拡充等、さらなる対策を講ずること。

平成27年6月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞